

↳ 懸賞金に対する課税

Q : 私は、このたび、クイズ番組に出場したところ、運良く100万円を獲得することができました。この懸賞金には税金がかかりますか？なお、これにかかった必要経費はありません。

A : 一時所得として、所得税の対象となります。

【解説】

クイズ番組の賞金や福引などの当選金は、プロゴルファーなどがもらう賞金のように、業務に関して受けるものではなく、また、その他の対価性もなく、一時的に取得するものですから、所得税では、一時所得として課税されることとなっています。

したがって、あなたがもらった100万円は一時所得の収入金額となり、次の金額が所得税の対象となります。

$$\begin{aligned} & (\text{必要経費}) (\text{一時所得の特別控除額}) \\ & (100\text{万円} - 0 \quad - \quad 50\text{万円}) \\ & (\text{所得税の対象となる金額}) \\ & \times 1/2 = 25\text{万円} \end{aligned}$$

なお、この場合に必要経費として控除できる金額は、その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られています。

ちなみに、取得したものが金銭でなく、品物であるときは、その品物の通常の小売販売価格(いわゆる定価)の60%相当額の金額を収入金額として計算することとされています。

